（別紙様式４）

【職業実践専門課程認定後の公表様式】

令和4年7月31日 ※1

（前回公表年月日：令和3年7月31日）

職業実践専門課程の基本情報について

学校名	設置認可年月日	校長名	所在地
ミス・パリ エステティック専門学校名古屋校	平成20年3月26日	杉山　枝里	〒　461-0005 （住所）愛知県名古屋市東区東桜1-8-3 （電話）052-957-6341
設置者名	**設立認可年月日**	**代表者名**	**所在地**
学校法人ミスパリ学園	平成20年3月26日	下村　朱美	〒　461-0005 （住所）愛知県名古屋市東区東桜1-8-3 （電話）052-957-6341

分野	認定課程名	認定学科名	専門士	高度専門士
衛生	衛生(エステティック)専門課程	トータルビューティ学科	平成23年文部科学省認定	－
学科の目的	エステティックに関する理論と技術を教授研究し、広く知識を授け、社会的に優位の人材を育成することを目的とする。			
認定年月日	平成20年3月26日			

修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数	講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼間	2085時間	1035	0	120	0	930

生徒総定員	生徒実員	留学生数（生徒実員の内	専任教員数	兼任教員数	総教員数
182人	164人	0人	14人	1人	15人

学期制度	■前期：4月1日～9月30日 ■後期：10月1日～翌年3月31日	成績評価	■成績表：　有 ■成績評価の基準・方法 評価の基準：　学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。 評価の方法：　ABCDEを以って示し、ABCDを合格、Eを不合格
長期休み	■学年始4月上旬 ■夏　季：7月下旬～8月下旬 ■冬　季：12月下旬 ～1月上旬 ■学年末：3月中旬～	卒業・進級条件	成績評価に基づき、修業年限在学し、必要授業時間数を終了したもの。
学修支援等	■クラス担任制：　有 ■個別相談・指導等の対応 長期欠席者への指導等の対応 （電話・メール・保護者との3者面談） 年間3回、担任による定期面談に加え、随時2者面談	課外活動	■課外活動の種類 （例）学生自治組織・ボランティア・学園祭等の実行委員会等 学園祭開催の実行委員運営、レクリエーション大会(年2回)、 ビューティコンペティションへの参加、ラグゼビューティー11thフォトコンテスト作品出展 ■サークル活動：　有
就職等の状況※2	■主な就職先、業界等（令和3年度卒業生） (株)ミス・パリ・グループ、エステティック業界 ■就職指導内容 キャリア教育、合同企業説明会、サロン見学、卒業生講話、個人面談 マナー講座、履歴書添削、面接トレーニング等 ■卒業者数　60　人 ■就職希望者数　49　人 ■就職者数　49　人 ■就職率　100　% ■卒業者に占める就職者の割合 ：　81.6　% ■その他 ・進学者数：　11人 ・ （令和　3 年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報）	主な学修成果（資格・検定等）※3	■国家資格・検定/その他・民間検定等 （令和3年度卒業者に関する令和4年5月1日時点の情報） 資格・検定名 / 種別 / 受験者数 / 合格者数 認定ビューティセラピスト / ③ / 62人 / 60人 サービスマナー検定1級 / ③ / 47人 / 26人 パーソナルカラー検定モジュール2 / ③ / 51人 / 34人 ダイエットアドバイザー検定 / ③ / 63人 / 59人 スパ・セラピスト検定 / ③ / 48人 / 42人 美容ライト脱毛 / ③ / 61人 / 55人 ※種別の欄には、各資格・検定について、以下の①～③のいずれかに該当するか記載する。 ①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの ②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの ③その他（民間検定等） ■自由記述欄 （例）認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等 2021年ビューティコンペティション学生2年生ボディ部門1位、フェイシャル部門1位 2021年ラグゼビューティー11thフォトコンテスト入賞
中途退学の現状	■中途退学者　13 名　■中退率　9 % 令和3年4月1日時点において、在学者144名（令和3年4月1日入学者を含む） 令和4年3月31日時点において、在学者131名（令和4年3月31日卒業者を含む） ■中途退学の主な理由 学業成績不振、学習意欲低下、進路変更等、体調不良、家庭事情 ■中退防止・中退者支援のための取組 年2回担任教員や場合により担任以外の教員との個人面談を実施、修学上の不安事項について相談を受けている。 学業不振者には補習授業を実施。		
経済的支援制度	■学校独自の奨学金・授業料等減免制度：　有 ※有の場合、制度内容を記入 特待生種別依応じた授業料減免、皆勤減免制度 ■専門実践教育訓練給付：　非給付対象 ※給付対象の場合、前年度の給付実績者数について任意記載 0		
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価：　無 ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体：　0　受審年月：　0　評価結果を掲載したホームページＵＲＬ　0		
当該学科のホームページURL	https://www.miss-paris.ac.jp/nagoya/		

（留意事項）

1．公表年月日（※1）

最新の公表年月日です。なお、認定課程においては、認定後1か月以内に本様式を公表するとともに、認定の翌年度以降、毎年度7月末を基準日として最新の情報を反映した内容を公表することが求められています。初回認定の場合は、認定を受けた日以降の日付を記入し、前回公表年月日は空欄としてください

2．就職等の状況（※2）

「就職率」及び「卒業者に占める就職者の割合」については、「文部科学省における専修学校卒業者の「就職率」の取扱いについて（通知）（25文科生第596号）」に留意し、それぞれ、「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職（内定）状況調査」又は「学校基本調査」における定義に従います。

（1）「大学・短期大学・高等専門学校及び専修学校卒業予定者の就職（内定）状況調査」における「就職率」の定義について

①「就職率」については、就職希望者に占める就職者の割合をいい、調査時点における就職者数を就職希望者で除したものをいいます。

②「就職希望者」とは、卒業年度中に就職活動を行い、大学等卒業後速やかに就職することを希望する者をいい、卒業後の進路として「進学」「自営業」「家事手伝い」「留年」「資格取得」などを希望する者は含みません。

③「就職者」とは、正規の職員（雇用契約期間が1年以上の非正規の職員として就職した者を含む）として最終的に就職した者（企業等から採用通知などが出された者）をいいます。

※「就職（内定）状況調査」における調査対象の抽出のための母集団となる学生等は、卒業年次に在籍している学生等とします。ただし、卒業の見込みのない者、休学中の者、留学生、聴講生、科目等履修生、研究生及び夜間部、医学科、歯学科、獣医学科、大学院、専攻科、別科の学生は除きます。

（2）「学校基本調査」における「卒業者に占める就職者の割合」の定義について

①「卒業者に占める就職者の割合」とは、全卒業者数のうち就職者総数の占める割合をいいます。

②「就職」とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいいます。自家・自営業に就いた者は含めるが、家事手伝い、臨時的な仕事に就いた者は就職者とはしません（就職したが就職先が不明の者は就職者として扱う）。

（3）上記のほか、「就職者数（関連分野）」は、「学校基本調査」における「関連分野に就職した者」を記載します。また、「その他」の欄は、関連分野へのアルバイト者数や進学状況等について記載します。

3．主な学修成果（※3）

認定課程において取得目標とする資格・検定等状況について記載するものです。①国家資格・検定のうち、修了と同時に取得可能なもの、②国家資格・検定のうち、修了と同時に受験資格を取得するもの、③その他（民間検定等）の種別区分とともに、名称、受験者数及び合格者数を記載します。自由記述欄には、各認定学科における代表的な学修成果（例えば、認定学科の学生・卒業生のコンテスト入賞状況等）について記載します。

1.「専攻分野に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

（1）教育課程の編成（授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。）における企業等との連携に関する基本方針

①企業で行っている教育内容の一部を本プログラムに導入し技術レベルの高い教育を行うことにより、即戦力人財を育成する。
②就職後のミスマッチを未然に防ぐため、より実践的な教育内容とする。
③定期的に教育プログラムの見直しを行い、学校、企業のニーズを相互確認する。
④企業の教育トレーナーによる、技術到達レベルの確認、指導を行うことで、職業人としての立ち居振る舞いを身に付ける。

（2）教育課程編成委員会等の位置付け
※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会にて、「新しい知識や技術、接客マナーなど社会人として必要とされる人材の育成」について意見交換を実施し、学校関係者評価委員会の評価結果と併せて、学校手動でカリキュラムの工夫や改善を検討する。
教育課程編成委員会で検討したカリキュラムに基づき、学校主導でカリキュラムの見直し及び、決定を行う。

（3）教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和4年7月31日現在

名　前	所　　属	任期	種別
杉山　枝里	ミス・パリ エステティック専門学校名古屋校　校長	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年）	－
川原田　恵美	同　　教務課	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年）	―
越川　治枝	株式会社シェイプアップハウス　教育部　部長	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年）	③
吉田　知子	株式会社シェイプアップハウス　教育部　主任	令和3年4月1日～令和5年3月31日（2年）	③

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
（当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「－」を記載してください。）
①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、
地方公共団体等の役職員（1企業や関係施設の役職員は該当しません。）
②学会や学術機関等の有識者
③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

（4）教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
（年間の開催数及び開催時期）
年2回　（6月、12月）

（開催日時（実績））
第1回　新型コロナウイルス感染症対策のため延期するが、令和3年7月26日、企業人事部からの「企業から必要とされる人材育成」についての共有を図った。
第2回　令和4年3月10日　13:00～14:00
0

（5）教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況
※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。
①基本的な接客マナーや身だしなみを備えて卒業し、サロンで活躍するためのアドバイスをいただいたことで、学生の授業に取り組む姿勢を徹底した。
②資格試験の受験率・取得率をアップさせるために、学生にスケジュールを何度も伝えるよう委員の先生からご指導をいただき、学生が計画的に勉学に励み成長を実感でき授業を実施する。また、資格取得が目的の学習とならない為にも、取得後は授業内でその技術や知識を活かしたロールプレイングを取り入れ、学内サロンやインターンシップなどの実践の場で活用できる用に、さらに充実した職業専門教育を目指す。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習（以下「実習・演習等」という。）の授業を行っていること。」関係

（1）実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針
①マナー等、接客の現場を体験しながら、社会人としての意識付け、責任感を持ってもらう。
②職場の先輩や仲間とのコミュニケーション力をつけることにより、接客業に不可欠な社会基礎力を習得する。
③プロの技術者が行う技術の補助をすることで即戦力の人材を育成する。

（2）実習・演習等における企業等との連携内容
※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

①企業の教育部がプログラムを作成し、マナーや技術の試験を担当する。
②現場のスタッフが学生に直接指導・評価並びにアフターフォローを行う。
③履修状況並びにプログラムの定期的な見直し。

（3）具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科　目　名	科　目　概　要	連　携　企　業　等
ボディ実技実習	身体にを基本6手技を用いて行う、全身のボディマッサージ。骨格を理解して行う求心性のマッサージ	株式会社シェイプアップハウス
フェイシャル実技実習	基本6手技を用いて行う、美顔マッサージ	株式会社シェイプアップハウス
関連技術実習（アロマテラピー）	アロマテラピーの知識を活用した全身マッサージ	株式会社シェイプアップハウス
関連技術実習（アロマリフレクソロジー）	足裏の反射区を刺激するアロマリフレクソロジー	株式会社シェイプアップハウス
関連技術実習（美容電気脱毛）	毛根からの処理を施す、美容電気脱毛	株式会社シェイプアップハウス

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

（1）推薦学科の教員に対する研修・研究（以下「研修等」という。）の基本方針
※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記
①校長は教職員研修規定に定められた年度計画を作成し、企業との研修を実施。
②企業の要求する技術レベルを教えることができるよう、教員の達成レベルのチェック、指導を行う。
③教職員は企業に出向き、常に最新の技術、理論を習得使用とすることで、教書億院自身の自己の成長を促し、研修意欲を高めるとともに教育現場での指導内容に反映させるものとする。

（2）研修等の実績
①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：　講師研修　　連携企業等：株式会社ミス・パリ・グループ
期間：　令和3年4月～令和4年3月　年間9回　　対象：授業担当講師
内容　講師自身の技術力向上を図り、技術（フェイシャル、ボディ、脱毛、アロマテラピー）における指導方法の統一

研修名：　日本スパ・ウエルネス協会 認定講師研修会　　連携企業等：日本スパ・ウエルネス協会
期間：　令和3年4月～令和4年3月　年間2回　　対象：認定講師
内容　資格試験改定内容の伝達、採点基準の統一化

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：　AED講習会　　連携企業等：0
期間：　令和3年7月26日　　対象：授業担当講師
内容　AEDの使用方法、救急法

研修名：　ADHD研修報告会　　連携企業等：0
期間：　令和3年8月16日　　対象：授業担当講師
内容　ADHDを理解し、学生の個性を理解したうえで学生指導を考える

（3）研修等の計画
①専攻分野における実務に関する研修等

研修名：　講師研修　　連携企業等：株式会社ミス・パリ・グループ
期間：　令和4年4月1日～令和5年3月31日　年間10回　　対象：授業担当講師
内容　講師自身の技術力向上を図り、技術（フェイシャル、ボディ、脱毛、アロマテラピー）における指導方法の統一

研修名：　認定講師研修　　連携企業等：日本スパ・ウエルネス協会
期間：　令和4年4月1日～令和5年3月31日　年間2回　　対象：認定講師
内容　資格試験改定後の採点基準の統一化

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名：　職員研修　　連携企業等：株式会社ミス・パリ・グループ
期間：　令和4年4月1日　　対象：全職員
内容　事業発展計画書、学則読み合わせ等による、年度の指導方針の共有

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

（1）学校関係者評価の基本方針
①教育に対する質や熱意等に関するアンケートを取り、教育内容や姿勢に関する見直しを随時行う事とする。
②卒業生あるいは保護者に対しても同様のアンケートを行う事により、さらに充実した職業専門教育を目指す。

（2）「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
（1）教育理念・目標	学校のビジョン及びそれを実現するための方針策定並びに理解。
（2）学校運営	事業計画等に沿った運営方針の策定。
（3）教育活動	教育内容は教育理念・教育目標との一貫性。
（4）学修成果	学生の就職に関する目標設定、その成果。
（5）学生支援	学生の心身面での管理体制。
（6）教育環境	教育目標達成に必要な施設、設備、教材の整備。
（7）学生の受入れ募集	学生募集の計画性、その結果。
（8）財務	適正な予算執行。
（9）法令等の遵守	法令や専修学校設置基準の順守
（10）社会貢献・地域貢献	学校の教育資源・施設を活用した社会貢献・地域貢献。
（11）国際交流	留学生規程の整備

※（10）及び（11）については任意記載。

（3）学校関係者評価結果の活用状況
自己評価及び学校関係者評価の意見を取り入れ、中途退学者数減少目標、ISO導入による品質チェックなど具体的に数値化した目標を設定し、事業計画を作成することにより、日々の取り組みに対しての明確な結果検証を行い、次年度の目標に反映させることで継続的な学校環境の向上に努める。

（4）学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名　前	所　　属	任期	種別
平山　浩篤	株式会社シェイプアップハウス　取締役	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日（2年）	企業等委員
杉原　昭二	学校法人ミスパリ学園理事、評議員	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日（2年）	学校評議員
須賀谷　映子	NPO法人　日本スパ・ウエルネス協会　教育研究委員委員長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日（2年）	業界団体等委員
越川　治枝	株式会社シェイプアップハウス　教育部　部長	令和3年4月1日～ 令和5年3月31日（2年）	企業等委員

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。
（例）企業等委員、PTA、卒業生等

（5）学校関係者評価結果の公表方法・公表時期
（ホームページ　・　広報誌等の刊行物　・　その他（　　））
URL：　https://www.miss-paris.ac.jp/nagoya/
公表時期：　令和4年7月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

（1）企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針
当該学科は、即戦力人材を育成、輩出することを基本方針としていることから、卒業生の就職状況、資格取得状況等を企業に定期的に報告し、教育連携の成果を確認する。

（2）「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
（1）学校の概要、目標及び計画	学校の沿革。学校の目標親日計画、特色。
（2）各学科等の教育	取得を目指す資格、定員、入学者卒業者卒業後の進路
（3）教職員	教職員数、組織、教員の資格取得、企業レベルでの技術取得。
（4）キャリア教育・実践的職業教育	インターンシップへの取り組み。即戦力人材育成のための教育。
（5）様々な教育活動・教育環境	学校行事への取り組み。近隣・地域住民への活動。
（6）学生の生活支援	中途退学等への対策。
（7）学生納付金・修学支援	学生納付金の適切な管理、奨学金制度の充実。
（8）学校の財務	決算概要報告。
（9）学校評価	自己評価・学校関係者評価の結果報告。
（10）国際連携の状況	学校の教育資源・施設を活用した社会貢献・地域貢献。
（11）その他	留学生規程の整備

※（10）及び（11）については任意記載。

（3）情報提供方法
（ホームページ ・ 広報誌等の刊行物 ・ その他（ ））
URL： https://www.miss-paris.ac.jp/nagoya/
公表時期： 令和4年7月31日

授業科目等の概要

	（衛生（エステティック）専門課程トータルビューティ学科）																	
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
1	○			伝承美学	華道、茶道	2年間	60	4	△	○		○			○	○
2	○			表現・芸術文化論	トータルコーディネート、パーソナルカラー、教養、サロン経営、ボディメイキング ※一部選択授業	2年間	165	11	○			○		○	○	○
3	○			ビジネス実務	英会話、サービスマナー検定対策、キャリア教育、ICT教育	2年間	165	11	○			○		○	○	○
4	○			フェイシャル総合理論	エステティック概論、エステティック機器学、皮膚科学、関連法規、化粧品学	2年間	135	26	○			○		○		
5	○			ボディ総合理論	解剖生理学、栄養学、ホメオスタシス、運動生理学	2年間	105	9	○			○		○		
6		○		関連技術各論	メイク、ネイル、美容電気脱毛学、アロマテラピー、ボディメイキング、リフレクソロジー	2年間	90	7	○			○		○		
7	○			健康管理学	衛生消毒、救急法、美容痩身学、免疫学、スパ概論	2年間	60	6	○			○		○	○	
8	○			心理学	カウンセリング、コミュニケーション学、心身生理学	2年間	60	4	○			○		○		
9	○			フェイシャル実技理論	フェイシャル実技理論(カウンセリング学含む)	2年間	60	4	○		△	○		○		○
10	○			ボディ実技理論	ボディ実技理論(カウンセリング学を含む)	2年間	60	4	○		△	○		○		○
11		○		関連技術実技理論	メイク、ネイル、WAX脱毛、アロマテラピー、ボディメイキング、リフレクソロジー	2年間	75	5	○		△	○		○	○	○
12		○		フェイシャル技術	フェイシャル基礎実技、フェイシャル専門機器実技、フェイシャル専門マッサージ実技、フェイシャル専門応用実技、フェイシャル専門実技(メイクも含む) ※一部選択授業	2年間	360	12		△	○	○		○		○
13		○		ボディ技術	ボディ基礎実技、ボディ専門実技、ボディ専門応用実技 ※一部選択授業	2年間	300	10		△	○	○		○		○
14		○		関連技術	ネイル、脱毛実技、アロマテラピー、リフレクソロジー、ボディメイキング	2年間	210	7		△	○	○		○	○	○
15	○			校内行事	学術会議、ミスパリ祭、芸術鑑賞、レクリエーション、	2年間	60	2	△		○	○	○	○		
16	○			サロン実習	オープンキャンパス、サロン実習、学内サロン	2年間	120	4			○	○		○		○
合計					16　科目				2085 単位（単位時間）							

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件：所定のカリキュラムを履修し、学校の定める各科目の出席必要時間(履修時間)を満たしている者	1学年の学期区分	2 期
履修方法：全科目履修	1学期の授業期間	26 週

（留意事項）

1　一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。

2　企業等との連携については、実施要項の３（３）の要件に該当する授業科目について○を付すこと。